

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊捜一第514号

平成29年12月28日

性犯罪相談電話「レディース110番」の名称変更について（通達）

平成28年4月1日に閣議決定された「第3次犯罪被害者等基本計画」において、被害者が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。

また、第193回国会において、性犯罪の厳罰化等を含む刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が成立し、性犯罪被害者に対する支援の充実についても国民の期待が高まりつつある。

本県においては、従前より、「レディース110番」の性犯罪相談電話を設置して、相談に応じているところ、本年7月13日に施行された、刑法の一部を改正する法律により、性犯罪被害の対象者が、女性のみならず、男性も含むこととなったことから、同事情を踏まえ、今後、性犯罪相談電話の利便性を向上させるため、同相談電話の名称について、平成30年1月1日から、

性被害相談電話

と変更し、運用することとしたため、誤りのないようにされたい。